

特定疾病について

1 特定疾病とは

介護保険制度において、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が要介護認定等を受けるためには、要介護状態等の原因である身体上及び精神上的の障がいが介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（特定疾病）によることが要件とされています。

2 特定疾病の範囲について

①がん【がん末期】※

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【パーキンソン病関連疾患】

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症